

宮崎県消費生活相談員人材バンクの流れ

登録対象者

下記のいずれかの資格を持っているか、資格は有していないが国等の養成講座を修了し、資格取得を目指す方

- ・消費生活相談員（国家資格）
- ・消費生活専門相談員
- ・消費生活アドバイザー
- ・消費生活コンサルタント

消費生活相談窓口

- ・宮崎市消費生活センター
- ・都城市消費生活センター
- ・延岡市消費生活センター
- ・日南串間消費生活センター
- ・西諸県地域消費生活相談窓口（小林市）

⑥採用選考

連絡・面接等による選考

- ・日向地区広域消費生活センター
- ・三股町福祉・消費生活相談センター
- ・西都児湯消費生活相談センター（高鍋町）
- ・県消費生活センター、同都城支所及び延岡支所

①申請

様式第1号

②登録

③登録通知

登録情報確認

年1回程度

登録者

【登録情報】

氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、保有資格、消費生活相談窓口における職歴、勤務に関する希望

※ 登録情報に変更があったとき
→ **変更届を提出** 様式第5号

※ 登録の抹消を希望する場合
→ **登録抹消申請書を提出**
様式第6号

⑧被採用者の登録抹消・抹消通知

④情報提供依頼

様式第3号

⑤情報提供

⑦採否報告

【留意事項等】

- ・人材バンクへの登録は、消費生活相談員としての採用を保証するものではありません。
- ・登録された情報は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）又は情報提供先の市町の個人情報保護条例等に基づいて適正に管理します。消費生活相談窓口における人材確保以外の目的で利用することはありません。
- ・登録されている連絡先で連絡がとれず、登録者の所在が不明となったときは、その登録者の登録を抹消します。この場合は、登録者に対する抹消の通知は行いません。
- ・申請書や届出の内容に虚偽があった場合や、消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合は、その登録者の登録を取り消すことがあります。